

令和2年度（2020年度）
ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）
登録団体募集要項

熊 本 県

1 事業概要

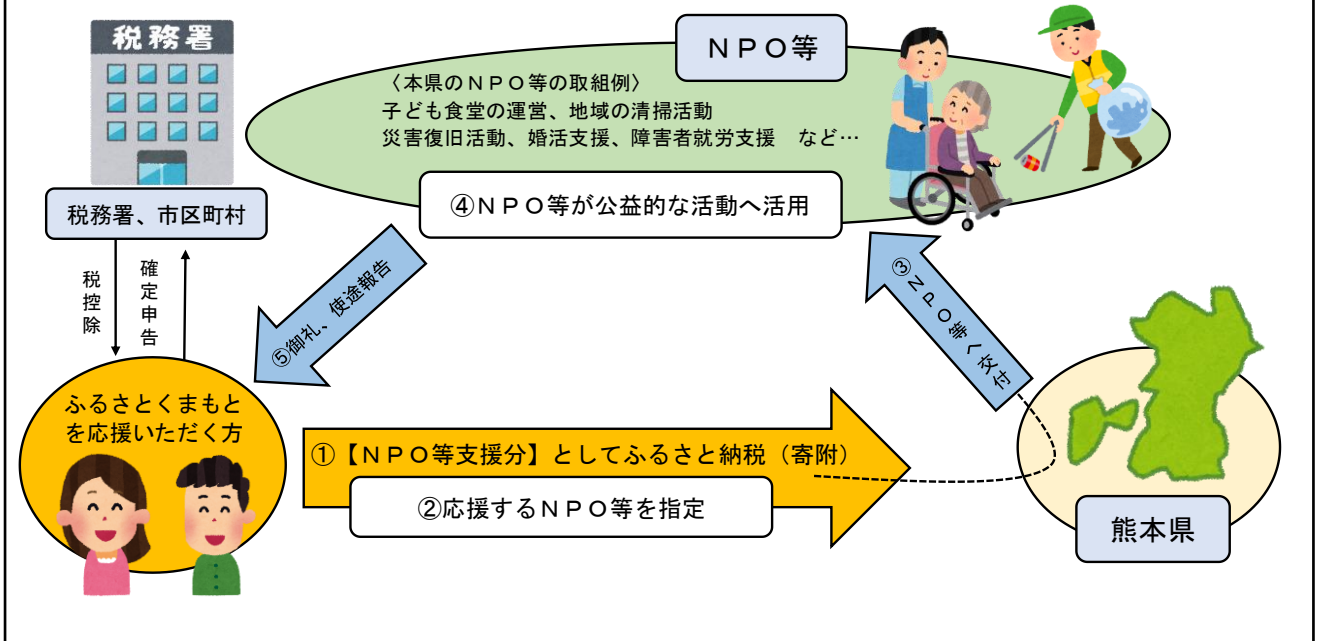
熊本県を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて公益的な活動を行うNPO等のみなさまの取組を支援することにより、それぞれの団体の更なる発展を促進することを目指し、ふるさとくまもと応援寄附金（ふるさと納税）を活用し、活動資金の調達を支援する仕組みづくりを行います。

◇ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）を活用することのメリット

- ・ NPO等への直接の寄附よりも、ふるさと納税の方が税制面などで寄附者のメリットが大きく、寄附が集まりやすい。
- ・ 熊本県の支援を得て寄附金募集を行うことができる。
- ・ 寄附金受領証明書発行等の手続を熊本県が行うため、寄附金に関する事務を省力化できる。
- ・ 返礼品は、県のふるさと納税の返礼品※から選んでいただき、県が直接寄附者へ送付するため、返礼品に関する手間を省略できる。

※総務省の基準を満たすものに限りオリジナル返礼品を送付することもできますが、県とNPO等で契約締結する必要があり、送付についてはNPO等で行っていただきます。

◇ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）の仕組み



2 事業の実施方法

寄附者が寄附申込をする際に、寄附金の使途を「NPO等支援分」とし、特に応援したいNPO等を自ら指定した上で寄附をすると、県から指定されたNPO等へ寄附額の1/2を交付します。

なお、支援の対象となるNPO等は事前に登録された法人に限ります。登録を希望するNPO等は、県へ団体登録申請書等を提出し、県の審査を受ける必要があります。

3 応募の要件

(1)、(2)の要件を全て満たす団体であることが必要です。

(1) 団体要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 法人格を有していること
- イ 県内に事務所を置くことを定款又は規約で定めており、総会や理事会により団体の意思決定を行っていること。
- ウ 事業活動及び決算その他の財務の状況を自らのホームページ、くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センターウェブサイト又は日本財団が提供する公益事業コミュニティサイトCANPANで公開している等、情報を広く開示していること。
- エ 10人以上の構成員で組織された団体であること。
- オ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体であること(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人にあつては、同法で定めるところにより事業報告書等の必要書類を所轄庁へ提出していること)。
- カ 法人または法人の役員等が暴力団又は暴力団、若しくはその構成員、若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

(2) 活動要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 次に掲げるいずれかの活動を行っていること。
 - (ア) 熊本県の施策と整合する活動を行っていること。
 - (イ) 熊本県又は県内市町村との協働の実績を有すること。
- イ 県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること。また、構成員のうち、県内に在住し、活動する者が1人以上いること。
- ウ 継続的な活動が見込まれること。
- エ 法令違反、公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- オ 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この(ウ)において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

4 交付額及び対象事業等

(1) 交付額

寄附者がNPO等を指定して寄附をした場合、NPO等へ寄附金額の1/2が交付されます。実際の交付額は、毎年12月末現在の寄付金額を上限とし、それと(3)の交付対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額となります。

(2) 交付対象事業

NPO等が実施する特定非営利活動促進法別表に掲げる活動(※)における事業その他公益的な活動における事業であって次のいずれにも該当するものが対象です。

- ア 県民の便益につながる事業
- イ 構成員のみを対象とする事業でないこと
- ウ 宗教的、政治的活動のための事業でないこと

※ 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動：保健、医療又は福祉の増進を図る活動などの20分野

(3) 交付対象経費

(2)の交付対象事業の実施に係る経費のうち、法人運営上の経常的な経費を除く経費が対象となります。

【対象経費の例】

- ① 消耗品及び備品の購入に要する経費
- ② 施設、設備の設置又は修繕に係る経費
- ③ 事業実施に係る必要経費（会場使用料、講師に係る謝金及び旅費（宿泊費含む））

5 応募から寄附金交付までの流れ（予定）

(1) 応募（団体登録）

- ・団体登録申請書等一式を県へ提出してください。登録の要件を満たすかなどを審査の上、後日登録の通知を送付します。
- ・登録の有効期間は登録の日から3年です（有効期間満了後、引き続き登録を受けようとする団体は登録の更新を行う必要があります）。

(2) 寄附金募集広報等の準備

- ・寄附金募集方法等を選んでいただき、広報に必要な原稿を作成いただきます。詳細は別添Aをご覧ください。
- ・NPO等のオリジナル返礼品を贈呈することもできます。詳細は別添Bを御覧ください。

(3) 寄附金の募集

- ・寄附金の受付状況については3ヶ月に1回（10万円以上の大口寄附があった場合はその都度）県より通知します。
- ・NPO等においては、適宜、寄附者に対し御礼状の送付及び使途報告を行ってください（6（6）参照）。

(4) 交付申請

- ・交付申請書、事業計画書、収支予算書及びその他参考となる書類を県へ提出してください。内容が適切かを審査の上、交付の決定の通知を送付します。

(5) 事業実施

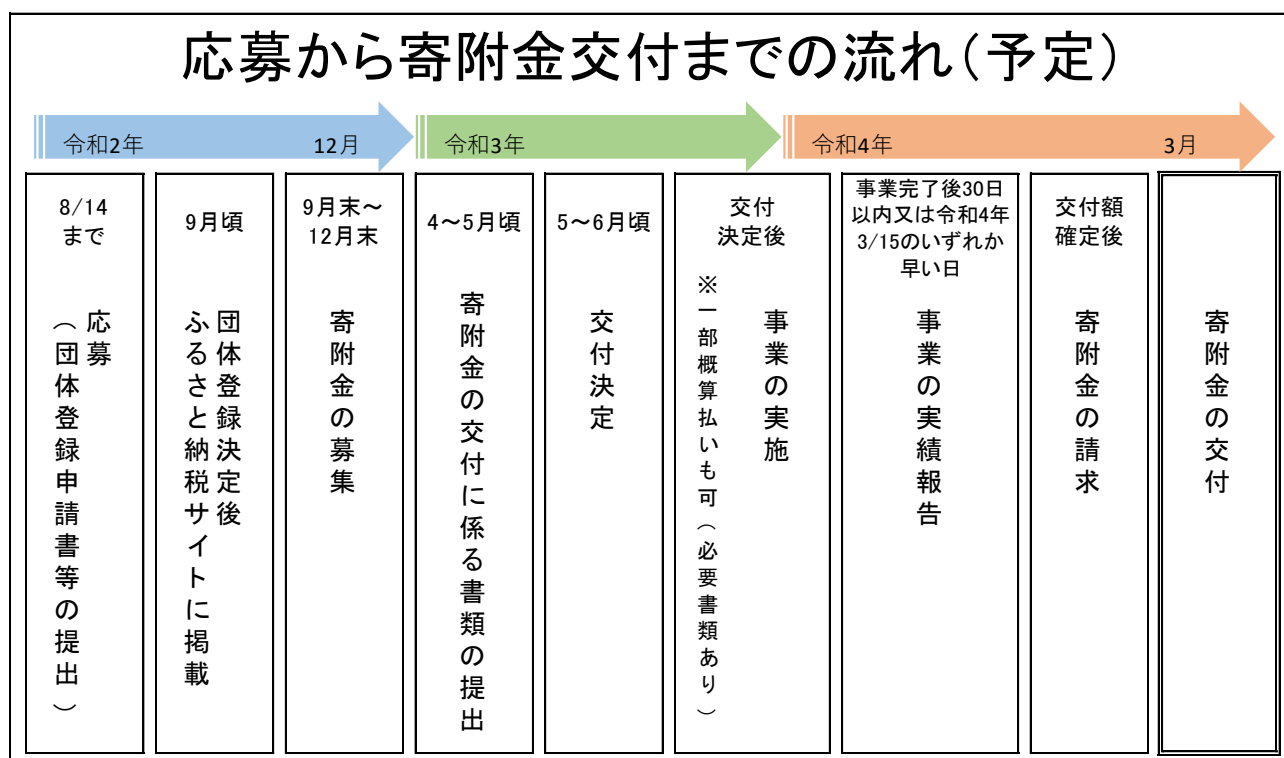
- ・事業計画書に基づき事業を実施してください。
- ※必要と認められる場合は、事業完了前に一部概算払いできることがあります（提出書類あり）。

(6) 実績報告

- ・ 交付対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(7) 寄附金の交付

- ・ 寄附金の交付額は原則として、毎年12月末現在の寄付金額を上限とし、それと対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額となります(4のとおり)。
- ・ 事業が完了し交付額が確定した後、交付金交付請求書の提出を受けて交付します。
- ・ NPO等が希望する場合は、寄附のあった年度の翌3年度まで、交付金の交付を留保することができます。(翌年度以降にまとめて交付を受けることができます。)



6 事業実施の注意事項

交付対象事業等を行うにあたり、次の点に御注意ください。

- (1) 事業計画書に記載した内容を変更する場合は、県に対して変更を申請し、承認又は変更交付決定を受ける必要があります。

※変更内容によっては承認又は変更交付決定ができない場合があります。

※承認を得ずに事業計画書と異なる事業を実施した場合、寄附金の交付ができないことがあります。

- (2) 交付決定より前に交付対象事業に着手することはできませんので御注意ください。

- (3) 寄附金等に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、この収入支出についての証拠書類を5年間保存してください。

(4) 知事が必要であると認めて指示をした場合は、事業実施の状況について報告する必要があります。

(5) パンフレットやホームページ等で、活動状況や決算状況、ふるさとくまもと応援寄附金で寄附を受け付けている旨を主体的に周知してください。

(6) 寄附者との信頼関係を構築するためには、寄附を受けた後に感謝の気持ちを伝えること、使い道を明らかにしきちんと報告をすることが重要です。寄附状況を県から定期的にお知らせしますので、寄附者が個人情報を提供することに同意しない場合を除き、寄附者へお礼状の送付及び寄附金の使途報告を行ってください。

※寄附金をふるさとくまもと応援寄附基金へ留保した場合も、留保した旨を寄附者へ報告してください。

(7) 個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することの無いよう、個人情報を適切に取り扱ってください。

7 応募方法等

(1) 応募受付期間

令和2年(2020年)7月13日(火)から令和2年(2020年)8月14日(金)

(2) 提出書類

- ①熊本県ふるさとくまもと応援寄附金「被支援NPO等」登録申請書(別記第1号様式、別記第2号様式)
- ②定款又は規約
- ③誓約書(別記第3号様式)
- ④直近3か年の事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの。ただし、法人設立後3年に満たない法人においては、法人設立後からの事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの。
- ⑤総会や理事会等において意思決定が行われていることが確認できる資料(議事録等)
- ⑥役員名簿(氏名、生年月日、住所記載)
- ⑦構成員10人以上の名簿(氏名、住所記載)
- ⑧登記事項証明書
- ⑨その他知事が必要と認める書類
- ⑩(希望する場合のみ)独自返礼品申請書

(3) 提出書類の入手方法

- ①NPO・ボランティア協働センターパレアルーム窓口
くまもと県民交流館パレア 熊本市中央区手取本町8-9(テトリアくまもと内)
- ②NPO・ボランティア協働センターウェブサイトよりダウンロード
(URL) http://www.parea.pref.kumamoto.jp/2020/07/npo_11.html

(4) 応募方法

令和2年(2020年)8月14日(金)までに上記7(2)の書類を郵送(必着)により提出すること。

なお、持参による提出は、新型コロナウイルス感染症予防の観点より、原則として受け付けておりません。

8 提出先・問合せ先

(団体登録申請書等提出先)

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県男女参画・協働推進課 ふるさとくまもと応援寄附金 係

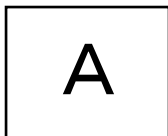
(問合せ先)

熊本県男女参画・協働推進課 協働推進班

電話：096-333-2286

FAX：096-387-3940

メール：danjyokyoudou@pref.kumamoto.lg.jp



ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）

寄附金募集方法等について

熊本県の被支援NPO等に決定された場合、寄附金募集方法等について次のとおり対応いただきますので、あらかじめご案内します。

1 返礼品（感謝の品）について

寄附者に対しては、寄附金額に応じ、熊本県から返礼品（感謝の品）を贈呈します。（別添70品）

この他、NPO等オリジナルの返礼品（以下「独自返礼品」といいます。）を贈呈することもできます。詳細は別紙「独自返礼品の贈呈について」を参照ください。

2 寄附金の募集方法について

県による募集広報として、次の3パターンを準備しています。

A 熊本県が作成する「被支援NPO等パンフレット」

ふるさとくまもと応援寄附金パンフレットに挟み込んで「紙」で配布するほか、熊本県ホームページに掲載

B 寄附受付サイト「ふるさとチョイス」及び「ANAのふるさと納税」への掲載

寄附者様に返礼品を選んでいただいた後、被支援NPO等を選んでいただく形式の募集です。

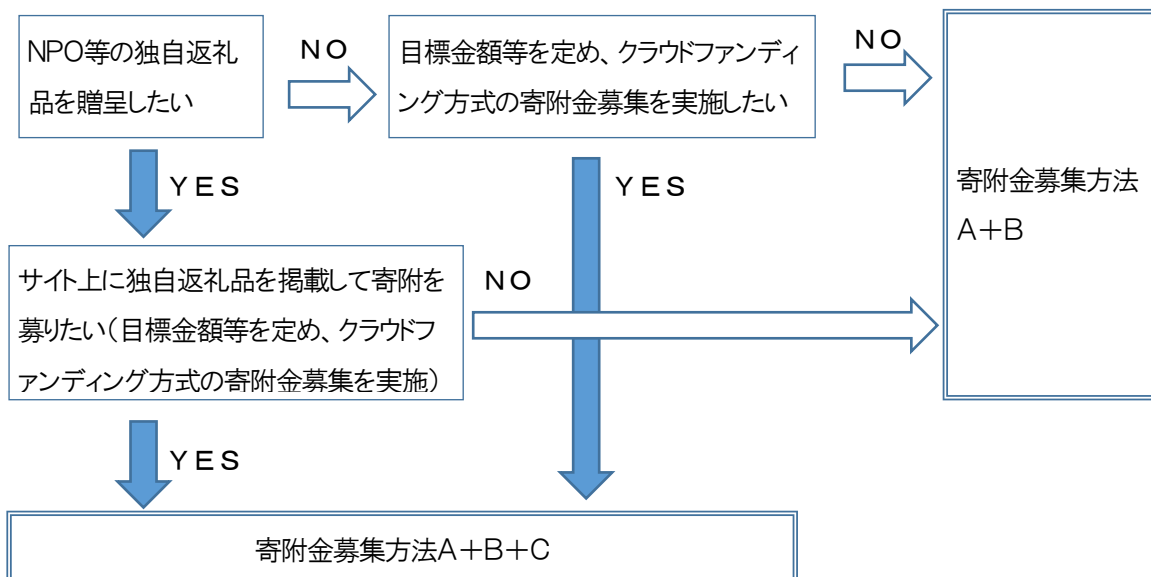
C 寄附受付サイト「ふるさとチョイス ガバメント・クラウド・ファンディング（チョイスGCF）」

寄附者様に被支援NPO等を選んでいただいた後、返礼品を選んでいただく形式の募集です。

いわゆる「クラウドファンディング形式」で寄附金を募集するもので、実施に当たっては、目標金額及び広報スケジュールを立て、サイト運営会社の審査を経る必要があります。

3 寄附金募集方法の選択

被支援NPO等ごとに、以下のチャートにより寄附金募集方法を決めていただきます。



4 提出いただく広報原稿等

【留意事項】

- ・提出いただいた広報原稿は男女参画・協働推進課で確認し、必要な調整を行います。
- ・写真は原則としてプロユースのものとし、テキスト追加等の加工をしていないものに限りします。
- ・寄附金募集方法の希望（A～B）に応じ、別添「寄附金募集広報用原稿（案）」を電子メールで提出いただきます（写真は jpeg データで添付）。

(1) 「A 被支援NPO等パンフレット」「B 寄附受付サイト」用

- ① 写真 NPOを紹介するもの 1点 (682px×540px)
- ② テキスト 100文字以上500文字以内

(2) 「C ふるさとチョイス ガバメント・クラウド・ファンディング」用

*掲載イメージは、次のURLに掲載の「【佐賀県NPO支援】」と表示されている記事を参照してください。URL <https://www.furusato-tax.jp/gcf/>

*写真は訴求力のあるもの、テキストはわかりやすくコンパクトな文章としてください。

① 目標金額等	目標金額、目標達成までのNPO等独自の広報計画など	
② NPO等の概要説明	写真	NPO等を紹介する画像（ロゴマーク等も可）(137px×134px)
	テキスト	120文字程度
③ NPO等の事業全体説明	写真	・メインビジュアル1枚 (682px×540px) ※(1)の写真を利用 ・サブビジュアル1枚 (500x×340px)
	テキスト	1,200文字以上2,000文字以内
④ 寄附金を充当する事業の説明	寄附金を充当する事業を2～3本ピックアップし、それぞれについて「写真(280px×450px)＋テキスト200文字」のセットの原稿を作成してください。	

(3) 提出期限

令和2年8月28日（金）【必着】 提出先：熊本県男女参画・協働推進課

5 その他

令和2年度の寄附金について、寄附金額の2分の1相当額を令和3年度に交付し、当該交付金を使った事業を実施いただきますが、令和3年11月に寄附者に対し「寄附金使途報告書」を発送するため、支援NPO等には令和2年9～10月にかけて、交付された寄附金の活用方法を説明する原稿・写真を提出いただく予定ですのあらかじめご了承ください。

6 お問い合わせ先

○寄附金募集方法の選択等について（1～3）

熊本県総務部市町村・税務局 税務課 税務企画班
電話番号 096-333-2098（平日 8:30～17:00）
メールアドレス zeimu25@pref.kumamoto.lg.jp

○広報原稿について（4～5）

熊本県環境生活部県民生活局 男女参画・協働推進課 協働推進班
電話番号 096-333-2286（平日 8:30～17:00）
メールアドレス danjokyoudou@pref.kumamoto.lg.jp

ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）
寄附金募集広報用原稿（案）【提出期限：R2.8.28】

団体名 代表者名			
住所	〒		
担当者名			
電話番号		F A X	
メールアドレス			

1 「A 被支援NPO等パンフレット」及び「B 寄附受付サイト」用原稿

*写真は枠内に貼り付けるほか、jpegデータで提出のこと

テキスト（100文字以上500文字以内）	写真

2 【希望団体のみ】「C チョイスGCF」

(1) 目標金額等

目標金額 (100万円以上で記載)	万円
チョイスGCF掲載期間 (目標金額達成期間)	*90日以内で記載してください 令和 年 月 日頃～令和 年 月 日頃
NPO等独自の広報計画 (目標金額の達成可能性が分かるもの)	

(2) 原稿

*写真は枠内に貼り付けるほか、jpegデータで提出のこと

		テキスト	写真
NPO等の概要説明		(120文字程度)	
NPO等の事業全体説明		(1,200文字以上2,000文字以内)	
寄附金を 充当する事 業の説明	事業1	(200文字以内)	
	事業2	(200文字以内)	
	事業3	(200文字以内)	

【提出先】熊本県男女参画・協働推進課

メール danjokyoudou@pref.kumamoto.lg.jp

B

ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）

NPO等独自返礼品の贈呈について

熊本県が支援決定したNPO等（以下「被支援NPO等」といいます）に寄附がされた場合、熊本県から寄附者に対して返礼品を贈呈します。熊本県が現在贈呈している返礼品は1のとおりですが、被支援NPO等が希望される場合、2の要件を満たす返礼品（以下「独自返礼品」といいます）を贈呈することもできます。

独自返礼品の贈呈を希望する場合は、「登録申請書」等の提出時に3の書類を併せて提出してください。

- 1 熊本県が現在贈呈している返礼品 **※熊本県外居住者に限り贈呈**
寄附金額に応じ、別添「感謝の品 一覧」掲載の返礼品を贈呈しています。

2 独自返礼品の贈呈について

(1) 要件

A 被支援NPO等が自ら生産・製造しているオリジナルの品物等を贈呈する場合、次の①～④のすべてを満たすこと

- ① 熊本県内で生産又は製造されていること
- ② 安定的に必要な数量が供給できること
- ③ 特に生ものは、賞味期限が長く、傷みにくいこと
- ④ 次のいずれかの金額以内（送料を除く）であること
 - ・2,700円以内（寄附金額1万円以上3万円未満の寄附者に贈呈）
 - ・7,000円以内（寄附金額3万円以上の寄附者に贈呈）

B 被支援NPO等が主催するイベントチケット等、役務を提供する場合、次の①～④のすべてを満たすこと

- ① 熊本県内で実施されるものであって、イベント等の主要な部分が被支援NPO等の事業に相当程度関連性があること
- ② 令和2年度中（令和3年3月31日まで）に実施が可能であること
- ③ 原則として、希望者をすべて受け入れることができること
- ④ 次のいずれかの金額以内（送料を除く）であること
 - ・2,700円以内（寄附金額1万円以上3万円未満の寄附者に贈呈）
 - ・7,000円以内（寄附金額3万円以上の寄附者に贈呈）

※ 寄附者のイベント等への参加に関する調整・案内等はすべて被支援NPO等で実施し、寄附者には十分な案内を付した紙媒体のクーポンを提供すること。

(2) 送料

返礼品の大きさ、送付方法に応じ、被支援NPO等と熊本県が協議のうえ送料単価を決定します。

(3) 契約

被支援NPO等と熊本県との間で、返礼品の内容及び単価、送付方法及び送料単価を定める契約(単価契約)を締結します。契約書のひな形は、別添のとおりです。

○契約保証金について

- ・契約の締結に際しては、熊本県会計規則第77条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めていただく必要があります。
例えば、単価2,700円の返礼品に関する契約を締結する場合、当該返礼品の贈呈希望者が年間50人あると仮定し、「(2,700円+送料)×50個×10%」に相当する金額を契約締結前に契約保証金として熊本県に納付いただきます。
- ・ただし、被支援NPO等が契約を履行しないおそれがないと認められ、かつ、契約を履行しない場合に契約保証金相当額の違約金を支払う旨を契約書で規定する場合は、契約保証金を免除することができます。
- ・契約保証金を納付いただいた場合は、業務完了後(令和3年4月)に返金いたします。
- ・契約保証金の納付の可否については、契約締結時に個別に決定させていただきます。

(4) スケジュール

熊本県の被支援NPO等として決定された後(8月17日以後)	熊本県税務課において(1)の要件を満たしているかどうかの審査を行い、満たしている場合、返礼品としての採用決定通知を行います。
8月28日まで	被支援NPO等から熊本県税務課に、返礼品・送料に係る見積書提出
8月31日まで	広報に使用する返礼品の写真(プロユース、jpegデータに限る)及び紹介文(100文字程度/wordファイルによる)を被支援NPO等から熊本県税務課に送付(電子メールに限る)
9月11日まで	被支援NPO等と熊本県とで契約を締結 ※条件は(3)のとおり

(5) 返礼品の発注・発送等について(毎月の処理)

- ・毎月10日ごろ、前月分寄附者の「返礼品贈呈リスト(品名及び数量、贈呈先住所・氏名電話番号)」を、熊本県税務課から被支援NPO等に電子メールで送信します。
- ・被支援NPO等は、特段の事業がない限り、リストを受け取ってから2か月以内に返礼品の発送を完了してください。2か月以内に発送ができない場合はあらかじめ、被支援NPO等から寄附者に発送可能時期を電話等により連絡してください。
- ・返礼品の発送が完了したら、熊本県に「業務完了報告書」及び「請求書」を提出してください。
- ・「業務完了報告書」「請求書」の提出から概ね3週間程度で、熊本県から被支援NPO等に返礼品代金及び送料をお支払いします(銀行口座振込)。

※ 独自返礼品に関する寄附者からの問い合わせ・質問については、被支援NPO等で対応いただきますので、平日9時から17時までの間、連絡が取れる電話番号・メールアドレスの提供をお願いします。

※ 返礼品の欠品や内容変更が生じた場合は直ちに、熊本県税務課に連絡をお願いします。この場合、欠品等に関する寄附者への連絡は、被支援NPO等で行っていただきます。

3 独自返礼品の応募について

被支援NPO等申請の際、「独自返礼品申請書（A4判・カラー）」を返礼品1品につき1枚作成し、男女参画・協働推進課に提出してください。

4 本件に関するお問い合わせ先

熊本県総務部市町村・税務局税務課 税務企画班 担当：西本・宮本

電話番号 096-333-2098（平日 8:30～17:00）

メールアドレス zeimu25@pref.kumamoto.lg.jp

ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）に係る返礼品贈呈業務（ NPO等名称 分）
委託契約書

委託者 熊本県（以下「甲」という。）と受託者 特定非営利活動法人（以下「乙」という。）とは、ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）」に係る返礼品贈呈業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別表の返礼品の贈呈業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に委託する業務の内容は、甲が乙に提供する「返礼品贈呈リスト」に基づく次の業務とする。

- (1) 返礼品の調達、梱包（甲が指定するお礼状を同梱すること）
- (2) 発送伝票等の作成（差出人は「ふるさとくまもと応援寄附金 熊本県知事 蒲島郁夫」とすること）
- (3) 返礼品の発送、発送管理（原則として、「返礼品贈呈リスト」の受領から1か月以内に完了すること）
- (4) 返礼品に関する寄附者からの問い合わせ等対応

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

（契約保証金） 免除する場合あり（第12条第3項関係）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第8条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

5 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行したときに第1項の契約保証金を還付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に引き受けさせてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の実施を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

（仕様について）

第7条 甲は、返礼品の内容について、やむを得ず変更が生じる場合には、乙と協議の上、変更することができる。この場合、既に寄附申込が行われている寄附者への変更連絡は、乙が実施する。

2 甲は、乙の実施した業務が仕様書に適合していないと認めたときは、乙に対し、業務の補正を命ずることができる。この場合において、当該補正に要する費用は、乙の負担とする。

（損害賠償）

第8条 乙は、業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、乙の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りではない。

（成果品の発送）

第9条 甲は、必要の都度、返礼品の発送について、次に掲げる事項を「返礼品贈呈リスト」にまとめ、乙に通知するものとする。

(1) 品名及び数量

(2) 贈呈先住所・氏名・電話番号

2 乙は、前項の規定による甲の通知を受理したときは、遅滞なく返礼品を発送し、発送が完了したときは、業務完了報告書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第10条 甲は、乙が通知した返礼品について、別表に定めるそれぞれの単価を乗じて得た額の合計額を乙に支払うものとする。

2 乙は、前条第2項の規定による業務完了報告書を提出し、甲の検査に合格したときは、遅滞なく前項に規定する額を請求額とした支払請求書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の支払請求書が正当であると認めるときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに当該支払請求額を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、委託料を前条第3項に規定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく履行期限内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(3) 乙の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。)が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら法第2条第6号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 前項の規定によるこの契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。

3 (第4条の契約保証金の納付を要しない場合に規定)乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、別紙1年間予定数量に定める発送予定数量からこの契約を解除する日の前日までに納品があった数

量を差し引いた数量に、物品ごとの委託単価を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

4 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、別紙1年間予定数量に定める発送予定数量からこの契約を解除する日の前日までに納品があった数量を差し引いた数量に、物品ごとの委託単価を乗じて得た額の合計額の100分の20に相当する金額を支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第1項第3号のうち、乙に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び第13条第3項に規定する違約金の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(従業者の事故)

第17条 業務の実施に関して生じた乙の従業者の事故については、甲は、その責めを負わないものとする。

(報告及び調査)

第18条 甲は、委託期間中及び委託期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(疑義等の解決)

第19条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年8月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島郁夫 印

乙 住所

法人名

代表者職氏名

印

別表

1 返礼品

返礼品名称	返礼品の内容	単価(うち消費税額)	送付方法
【例】ペア宿泊券	乙が管理する宿泊施設「 」の宿泊ペアチケット(1泊食事なし、星空観察会参加券つき) 期間:令和2年11月1日から12月31日まで	7,000円(636円)	定型内郵便 簡易書留
【例】NPO法人 特製ハムセット	乙の作業所で加工するロースハム(500g)2 本セット	2,600円(236円)	宅配便・ クール便

2 送料単価

簡易書留・定型内郵便の場合

404円(消費税及び地方消費税を含む)

宅配便・80サイズの場合

(1) 常温便(カッコ内:うち消費税及び地方消費税の額)

送付先	送料	送付先	送料	送付先	送料
北海道	2,250円(204円)	中部 2	1,370円(124円)	四国	1,260円(114円)
東北	1,810円(164円)	関西	1,260円(114円)	九州	1,150円(104円)
関東 1	1,590円(144円)	中国	1,150円(104円)	沖縄	1,810円(164円)

1 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、山梨県、新潟県、長野県

2 富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県

(2) クール便

上記常温便の送料に220円(うち消費税及び地方消費税の額20円)を加算

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第5 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(従事者の特定等)

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 乙は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第44条又は第45条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。